

令和8年度 金融経済教育推進機構事業計画

金融経済教育推進機構（通称：「J-FLEC」（ジェイ-フレック）。以下「機構（J-FLEC）」という。）は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号。以下「金サ法」という。）第124条第1項の規定に基づき、令和8年度の事業計画を以下のとおり定める。

I 取り巻く状況

国全体として中立的な立場から金融経済教育の提供等の取組みを推進するため、令和6年4月に機構（J-FLEC）が設立され、同年中に、J-FLEC 認定アドバイザーの認定・公表、学校・企業等向けの講師派遣事業及びイベント・セミナー事業、個人向けの個別相談事業、割引クーポン配布事業など、予定していた事業の全てを開始した。令和7年度は、これらの事業を安定的に運営したほか、主要事業の実施件数は、関係団体・金融機関・民間企業等の協力のもとで増加傾向にある。

引き続き、利用者の様々な金融経済教育のニーズに応じていくため、利用者・件数の一層の拡大に向けた効果的な周知広報や、地方との連携強化を通じた需要掘り起こしを実施していくことが求められる。

また、政府が定める基本計画及び実行計画等¹において、機構（J-FLEC）との連携やその事業の活用が掲げられていることから、関係省庁・関係団体・金融機関と連携しながらこれらの取組みを推進することが求められている。

こうした状況を踏まえ、令和8年度の事業計画を策定する。

II 機構（J-FLEC）のミッション／ビジョン

1. 機構（J-FLEC）のミッション

一人ひとりが描くファイナンシャル・ウェルビーイング²を実現し、自立的で持続可能な生活を送ることのできる社会づくりに貢献する。

2. 機構（J-FLEC）のビジョン

金融リテラシーの向上を図るプラットフォームとして、時代の移り変わりと個人の

¹ 直近では「地域金融力強化プラン」（2025年12月19日 金融庁公表）において、「地域金融機関における金融経済教育の普及・促進に係る取組が行われるよう促していくことで、地域における金融リテラシーの向上に貢献していく。その際、2024年4月に設立した金融経済教育推進機構（J-FLEC）の講師派遣やオンライン講座等の活用の検討も促す。」とされている。

² 自らの経済状況を管理し、必要な選択をすることによって、経済的な観点から一人ひとりが多様な幸せを実現し、将来の経済状況についても安心感を得られている状態（「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」2024年3月15日閣議決定）

多様性に即した金融経済教育を提供し、いまと未来の暮らしをより良くする金融サービスの活用や安定的な資産の形成と活用を支援する。

Ⅲ 令和8年度業務方針

業務を進めていくに当たっての指針として、以下のとおり令和8年度を対象とした業務方針を定める。

1. 講師派遣事業及びイベント・セミナー事業

(1) 講師派遣事業

講師派遣について、学校、職域、地域コミュニティに向けて全国的に展開する。

具体的には、派遣先の需要や受講者の属性に応じた講座の拡充及び周知広報を実施する。また、令和7年度中に導入した職域向けオンライン講座（無料の講義動画）については、さらなる改善を図り、多忙な社会人の方々の受講につなげる。学校については、関係省庁と連携し、講師派遣等で活用できる動画教材の制作を進める。このほか、多様なニーズに応じるため、令和7年度中に公表した「詳細コンテンツ」の活用等による教育内容の充実を図る。

全国展開に当たっては、「講師派遣等に関する Q&A（金融機関・金融事業者の皆さま向け）」や「講師派遣の申込みに係る代行入力の手順」（2025年12月26日公表）の周知等により講師派遣等の利用拡大を図るほか、関係者に提供する情報の充実にも取り組む。

令和8年度も、教育の担い手である J-FLEC 講師の募集を継続しつつ、講師数の少ない地域に広域派遣できる体制を積極的に活用することを通じて、安定的な事務運営を図る。

(2) イベント・セミナー事業

金融経済教育やお金に関するアドバイスを受けることの重要性に対する認識をさらに高め、個人に対する金融経済教育の受講意識を啓発することを目的として、テーマや対象層を狙った機構（J-FLEC）主催のイベント・セミナーをオンライン又は対面の方法により開催する。その際、過去の開催時に制作したアーカイブ動画や絵本等のコンテンツの活用を強化するほか、機構（J-FLEC）の認知度の向上やイベント・セミナー以外の事業の周知広報にも積極的に取り組む。

また、イベント・セミナーへの参加と同様に気軽に学ぶことのできる動画コンテンツを作成し、より広い層に向けて配信することを通じて、教育機会を大幅に増やしていくとともに、機構（J-FLEC）の認知度の向上を図る。

このほか、企業関係者・従業員及び全国各地の教職員や児童・生徒・学生・保護者など、幅広い層に情報発信することを目的として、他法人・団体等との共催・連携によるイベント・セミナーも積極的に開催する。とりわけ、地域金融機関や地方自治体とのイ

イベント・セミナーの開催を通じて、連携強化を図るとともに全国各地での教育機会の提供につなげる。他法人・団体等との連携のあり方に関しては、利用者のニーズ等を前提に、機構（J-FLEC）の特徴である中立・公正性の下で連携先のニーズも踏まえた運用に取り組む。

2. 個別相談事業

個人の置かれた状況（家族や収入・資産の状況、ライフステージ等）を踏まえた情報提供を行うため、個人向けの個別相談の無料体験（対面及びオンライン形式）及び電話相談を実施する。

その際、個別相談を通じてお金に関するアドバイスの価値や意義を認識いただくために、個別相談を組み合わせたイベント・セミナーの開催や講師派遣の実施の機会を増やすほか、専用チラシの継続的な配布やイベント・セミナー開催時の周知広報を強化する。

3. J-FLEC 認定アドバイザーの普及・支援事業

一定の中立性を有し顧客の立場に立ったアドバイザー（J-FLEC 認定アドバイザー）の審査・認定を継続的に実施する。また、機構（J-FLEC）ウェブサイト上の検索ページに掲載する各 J-FLEC 認定アドバイザーのプロフィール情報の充実に取り組む。具体的には、利用する相談者が自身に合ったアドバイザーを検索できるよう、各 J-FLEC 認定アドバイザーに対し当該情報の拡充・更新を継続的に働きかける。さらに、J-FLEC 認定アドバイザー等交流会等を開催し、活動事例の紹介等を通じて、アドバイザー間の交流・情報交換の機会を提供する。

アドバイスの価値や意義を個人に啓発するとともに、個人が安心してアドバイスを受けられる持続的な環境を整備する観点から、J-FLEC 認定アドバイザーが機構（J-FLEC）の事業の外において営む相談サービスを利用する個人に対する支援として、相談料の一部を補助する割引クーポン配布事業を実施する。配布する割引クーポンは令和7年度と同様に 3,000 枚とし、本事業の意義や申込方法などを解説する動画の作成、イベント・セミナー等における専用チラシの配布等による周知広報を積極的に実施する。また、本事業の対象となる J-FLEC 認定アドバイザー（以下「対象事業者」という。）の拡大を図るため、対象事業者となるために受講を必須とするアドバイス実践研修について、地方での開催を含めて積極的に提供するほか、対象事業者の質の確保及び向上を目的として、同研修の既受講者を対象とした新たな研修を提供する。このほか、対象事業者に対する利用者からの評価及び公表の準備を進める。

4. 教育・アドバイスの質の向上

J-FLEC 認定アドバイザー・J-FLEC 講師・J-FLEC 相談員が行うアドバイスや教育に関する中立・公正性を担保するとともに、その質を確保するため、受講を必須とする倫

理・コンプライアンス研修及び基礎知識研修を継続的に実施する。

また、新たな知識の習得を支援するため、制度改正等に伴い早期に情報提供が求められる内容や金融環境の変化を踏まえたフォローアップ研修動画を拡充する。このほか、J-FLEC 講師の講義スキルの維持・向上を目的として、研修動画を提供するとともに、受講者アンケート等を踏まえて講師をきめ細かく個別にフォローアップする。

5. 教材・コンテンツの充実

講師派遣先の対象層別の標準講義資料及びテーマ別の詳細コンテンツについて、制度改正等への対応を行うほか、利用者、J-FLEC 講師、関係省庁・団体等の意見を踏まえ、令和8年度中に改訂する。また、上記1. (1)「講師派遣事業」に記載のとおり、派遣先の需要や受講者の属性に応じた標準講義資料の拡充を進める。

このほか、機構（J-FLEC）の設立時に関連団体から引き継いだ各種教材・動画等についても、制度改正等への対応のほか、利用状況等を踏まえた整理・統合等の検討を進め、できるものから順次実施する。

6. 調査・統計を踏まえた戦略的な教育の展開

広く国民に金融経済教育の機会を提供するための事業を効果的に実施していく観点から、以下のとおり、KPI 及び目標を設定する。

(1) 金融経済教育の提供（アウトプット）

KPI①：J-FLEC における講師派遣等の年間実施回数

目標①：1万5千回

KPI②：J-FLEC における講師派遣等の年間参加人数

目標②：75万人

(2) 金融リテラシーの向上（アウトカム）

KPI：「金融知識・判断力」関連設問の正答率

目標：講師派遣の受講対象者における正答率を欧米並み（70%）に引上げ

(3) 金融意識・行動の変容（アウトカム）

KPI①：生活設計等への意識を持つ割合・取組み率

KPI②：外部知見の活用率

目標：講師派遣の受講対象者における①、②の割合を受講前比10%以上向上

これらのKPIの達成度合いを計測するため、機構（J-FLEC）が提供する金融経済教育の受講者を対象に、意識及び行動変容の状況を含む実態調査等を実施する。

このほか、毎年度調査している「家計の金融行動に関する世論調査」及び3年に一度

調査している「15歳のお金とくらしに関する知識・行動調査」を実施する。

7. 金融経済教育に取り組む学校等への支援

全国各地で金融経済教育に関する研究活動や実践に積極的に取り組む学校等を指定し、その研究成果・実践事例を対外的に公表する「金融経済教育研究校制度」を通じて、学校や教員による金融経済教育の底上げを図る。一部の地域では令和7年度のパイロットプロジェクトとして、学校・教員へのアドバイスを目的とした研究校経験のある教員等から構成される支援チームによる支援活動を開始したが、令和8年度は当該支援活動のさらなる拡充を図る。

また、機構（J-FLEC）内に設置した「学校・教員支援研究会」の活動を通じて、小学校、中学校及び高等学校の授業等で活用できる実践事例集の作成に着手するとともに、教員等を対象に金融経済教育の意義や実践・指導例等を説明するセミナーの開催により、学校や教員への支援に取り組む。

このほか、全国の中学生や高校生を対象とする作文・小論文コンクールを開催する。その際、機構（J-FLEC）の認知度を高めるとともに、学校向け教育の需要掘り起こしも図る。

8. その他事業

（1）金融経済教育推進会議の運営

機構（J-FLEC）、官公庁、関係団体及び有識者の連携、情報共有、意見交換の場として、「金融経済教育推進会議」を運営する。

（2）「家計の見える化検討会議」の運営

政府方針を踏まえ、家計の収支管理やライフプランの設計・点検を容易に行うために必要な金融情報の「見える化」に向けて、関係省庁・関係金融団体等から構成される会議体において議論を進める。

（3）国際的な活動

OECD/INFE（International Network on Financial Education、金融教育に関する国際ネットワーク）への参画等の機会を通じて、各国の取組みの情報を収集するとともに、機構（J-FLEC）の理念や活動内容等の情報を発信することにより、金融経済教育の国際的な発展に貢献する。

9. 組織への理解醸成、事業の周知広報

金融経済教育の重要性・必要性等が社会に広く理解され、機構（J-FLEC）の認知度の向上を通じて事業の利用が進むよう、情報の積極的発信、広報の充実・強化に取り組む。

具体的には、利用者の属性や講義内容に応じた広報ツールを活用した周知広報に積極的に取り組む。教育的要素を含みイベント・セミナーと同等の広報効果を持つ動画の制作・活用により、事業の周知広報及び教育機会の提供に取り組む。

このほか、機構（J-FLEC）の事業内容、イベント情報、活動状況等について、ウェブサイトやソーシャル・メディアをはじめとする各種メディアを通じた積極的な広報を展開する。その際、SNS では誇張的・断定的な情報発信、さらには SNS 型投資詐欺などの広がりが進んでいることを踏まえ、より分かりやすく信頼性の高い情報発信を行う。

また、各事業における受講者アンケート等に寄せられた意見を踏まえ、事業内容や事務運営の改善等につなげていく。

10. 全国の関係機関等との連携

上記事業を全国的に実施し、国民の「学びの場づくり」を進めていくため、事務局関係団体である都道府県金融広報委員会、都道府県庁、財務（支）局・財務事務所・沖縄総合事務局、日本銀行支店・事務所、各地銀行協会、日本証券業協会地区協会のほか、金融経済教育を行っている地域の団体と緊密に連携する。その際、ブロック協議会等により、活動状況及び実施事例等の情報交換・意見交換を実施するほか、好事例については、講義内容や広報ツール等を他の地域でも利用しやすいように取りまとめることを通じて、より効果的・効率的に各事業を全国各地で展開できるように働きかける。このほか、各金融広報委員会において関係者間での一層の連携が図られるよう、機構（J-FLEC）として継続的に働きかける。

また、全国各地における事業をさらに拡大していくため、上述した各団体に加えて、地域金融機関や地方自治体に対する連携を積極的に働きかけていくことを通じて、全国レベルの需要掘り起こしにつなげていく。その際、金融庁「地域金融力強化プラン」（2025年12月19日公表）を踏まえ、地域金融機関をはじめとする金融機関・金融事業者の協力も得て、地域における金融リテラシーの向上に取り組むための具体的な方策を検討する。

11. 組織体制

（1）組織運営

上記の各事業を実施するに当たり、効率的かつ機動的な事務運営が実施できるよう、職員の専門性に応じた適切な人員配置や業務体制の改善に取り組むとともに、事務に活用できる AI の導入の検討・実践を進める。また、関連法令に基づく個人情報の保護などの適切な情報管理を含め、職位・職務に応じ、法令や倫理・行動規範の遵守を図る。

（2）各種システムの整備及び情報セキュリティの確保

機構（J-FLEC）が使用する各種システムについて、安定稼働の確保に取り組むほか、所要の改良等を適切に講じることにより、効率的かつ効果的な事業運営につなげる。また、事業の実施に伴い個人情報を取り扱うことを踏まえ、脅威への対策等の継続的な改善を図り、システムの運用・管理を適切に行うとともに、役職員の情報セキュリティ意識の向上にも取り組む。